



産業競争力強化法等の改正

(国内投資拡大・イノベーション等促進に向けた措置の創設)

令和6年12月23日

弁護士 佐々木 孝

E-mail/sasaki_t@clo.gr.jp

第1 はじめに

近年、いわゆる「失われた30年」からの脱却に向けて、日本経済の従前の課題となっていた国内投資の拡大やイノベーション及び新陳代謝の促進のために、法改正も視野に入れた制度的な措置を求める声が高まっていました¹。

このような状況において、令和6年6月7日、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が公布され（令和6年法律第45号、以下「改正産競法」といいます。）、同年9月2日より一部を除き施行されています²。

この改正では、産業競争力強化法（産競法）、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（INPIT法）、及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）の4つの法律が主たる対象となっています。

本コラムでは、改正産競法の概要等について解説いたします。

第2 改正の背景・概要

1 背景

改正産競法が成立した背景としては、①地政学的リスクの拡大等のマクロ環境の変化と、気候変動やデジタル化等の人類や社会の課題解決に資する大規模・長期・計画的な支援を行う新たな産業政策により、日本経済に30年ぶりの高水準の賃上げ・国内投資という「潮目の変化」が生じていること、②この「潮目の変化」を持

¹ 経済産業省経済産業政策局『「産業競争力強化法の見直し」について』（令和5年11月）
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/017_04_00.pdf)

² 改正産競法附則1条

続することで、足下の輸入物価上昇を中心とするインフレから、賃上げ・経済活性化を伴うインフレとなるよう、国内投資により供給力を強化し、日本経済を成長軌道に乗せていくため、構造改革の実現が必要であること、が挙げられています³。

2 概要

上記背景を踏まえて、改正産競法は、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図ることを目的として掲げています⁴。

この目的達成のために、改正産競法は、①「戦略的国内投資の拡大」に向けて、戦略分野への投資・生産に対する大規模・長期の税制措置及び研究開発拠点としての立地競争力を強化する税制措置を講じること、②「国内投資拡大につながるイノベーション及び新陳代謝の促進」に向けて、我が国経済のけん引役である中堅企業・スタートアップへの集中支援等の措置を講じること、の2点を改正の大きなポイントとしています⁵。

第3 改正の内容

1 「戦略的国内投資の拡大」のための改正

(1) 戦略分野国内生産促進税制等

新たに、「産業競争力基盤強化商品」が定義されました。エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品であって、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるもの、がこれに該当します（産競法2条14項）。

そして、「産業競争力基盤強化商品」の生産・販売の計画を主務大臣が認定した場合には、生産・販売量に応じた税額控除を行う「戦略分野国内生産促進税制」や（同法21条の35第2項）⁶、日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）が受けられるようになります（同法21条の24

³ 経済産業省「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の概要」（令和6年9月2日）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240216001/20240216001-a.pdf>

⁴ 経済産業省「『新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令』及び『新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令』が閣議決定されました」（令和6年8月27日）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240827001/20240827001.html>

⁵ 前掲注3)

⁶ 国税庁「4 戦略分野国内生産促進税制の創設」（令和6年5月）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/G.pdf

第1項1号)。

(2) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)

政府が事業活動における知的財産等の活用状況を調査・公表できる規定が新設され (産競法 21 条の 17)、この調査により、国内で自ら研究開発した特許権や AI 関連ソフトウェアの著作権の活用を行っているとして認定された場合には、対象知的財産のライセンス所得及び譲渡所得に対して、30%の所得控除を行う「イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)」が受けられるようになります (租税特別措置法 59 条の 3) ⁷。

イノベーション拠点税制は、令和 7 年 4 月 1 日に施行される予定です⁸。

2 「国内投資拡大につながるイノベーション及び新陳代謝の促進」のための改正

(1) 中小企業関連措置

新たに、「中堅企業者」及び「特定中堅企業者」が定義されました。「中堅企業者」とは、「中小企業者」(産競法 2 条 23 項)を除く常用従業員数 2,000 人以下の会社等を指し (同条 24 項)、その中でも特に賃金水準が高く国内投資に積極的な者が「特定中堅企業者」に該当します (同法 34 条の 2 第 1 項) ⁹。

そして、「特定中堅企業者」や「中小企業者」の成長を伴う事業再編 (「特別事業再編」、同法 2 条 18 項) の計画を主務大臣が認定した場合には、株式取得価額の最大 100%を 10 年間「中小企業事業再編投資損失準備金」として積立可能とする「中堅・中小グループ化税制」や (租税特別措置法 56 条) ¹⁰、ツーステップローン (産競法 35 条 1 項 2 号)、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) による助成・助言等 (同法 34 条の 2) が受けられるようになります。

なお、「特定中堅企業者」が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 25 条の計画承認を受けた場合は、設備投資につき最大 6%の税額控除が認められます (租税特別措置法 10 条の 4 第 3 項 1 号) ¹¹。

⁷ 国税庁「5 イノベーションボックス税制の創設」(令和 6 年 5 月)

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/H.pdf)

⁸ 所得税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 8 号) 附則 1 条 5 号

⁹ 経済産業省経済産業政策局産業創造課「特定中堅企業者の要件及び確認フロー」(令和 6 年 9 月)

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuukun/tokutei-chuukun_overview.pdf)

¹⁰ 国税庁「3 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し」(令和 6 年 5 月)

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/F.pdf)

¹¹ 経済産業省「地域未来投資促進税制について」(令和 6 年 10 月 2 日最終更新)

(https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)

(2) スタートアップ企業関連措置

まず、スタートアップの組織面の改正として、株主総会から取締役会に委任できる内容・機関を拡大し、スタートアップがストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組み（ストックオプション・プール）が整備されました（産競法 21 条の 19）¹²。

また、外部機関との関係では、投資事業有限責任組合（LPS）の取得可能資産に暗号資産が追加され（LPS 法 3 条 1 項 6 号の 2）¹³、産業革新投資機構（JIC）が保有するスタートアップ企業の有価証券等の処分期間が、令和 16 年（2034 年）3 月末から令和 32 年（2050 年）3 月末まで延長されており（産競法 110 条 2 項）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるディープテック・スタートアップの事業開発への活動補助業務も追加されています（NEDO 法 15 条 3 号の 2）。

LPS が暗号資産を取得できるようになるのは、改正産競法の公布の日から 1 年以内（令和 7 年 6 月 6 日までに施行）を予定しています¹⁴。

(3) 企業横断的措置

上記に加えて、企業横断的な措置として、企業・大学等の共同研究開発において、産業標準化と知的財産を活用した市場創出（「特定新需要開拓事業活動」、産競法 2 条 11 項）の計画を主務大臣が認定した場合には、INPIT・NEDO からの助言を受けられるようになりました（同法 21 条の 15・21 条の 16）¹⁵。

第 4 おわりに

以上、改正産競法の概要等について解説いたしました。

本改正では、国内投資の拡大やイノベーション及び新陳代謝の促進のため、中堅企業者やスタートアップを主たる対象として、税制措置をはじめとした種々の支援制度が実施されています。企業の運営にあたっては、事業内容や経営方針に照らしながら、これらの制度を積極的に活用していくことが重要となります。

¹² 経済産業省「募集新株予約権の機動的な発行に関する制度の創設」（令和 6 年 9 月 2 日）

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/overview.pdf>

¹³ 経済産業省「令和 6 年 LPS 法（投資事業有限責任組合契約に関する法律）の改正」（令和 6 年 9 月 2 日）https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/LPS-kaiseigaiyo_2024.pdf

¹⁴ 改正産競法附則 1 条 2 号

¹⁵ 経済産業省「特定新需要開拓事業活動計画認定制度（OCEAN プロジェクト）とは」（令和 6 年 10 月 24 日最終更新）https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-ki-jun/katsuyo/ocean_project/index.html

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[\(clo_mlstop@clo.gr.jp\)](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)